

川越市理容師法施行条例及び川越市美容師法施行条例の一部 改正（案）の概要について

平成29年9月

保健医療部 食品・環境衛生課

1 改正の趣旨

理容又は美容の業を行う場合、原則として、理容所又は美容所で行わなければならない。ただし、例外規定として、病気等やむを得ない理由により、理容所又は美容所に来ることができない人に対して理容又は美容を行うことは認められています。

高齢化社会が進む中で出張理容・出張美容の対象者が増加していますが、平成28年3月の厚生労働省通知により、出張理容・出張美容の対象範囲が拡大したことから、出張理容師・出張美容師の増加が見込まれます。

そこで、理容所・美容所に属さない、出張理容・出張美容のみを行う理容師・美容師に対して衛生講習会の受講を義務付けるため、川越市理容師法施行条例及び川越市美容師法施行条例を一部改正しようとするものです。

2 改正の内容

- (1) 理容所に所属しない理容師であって、出張理容のみを行うものは、衛生上の措置に関する知識を習得するための市長が指定する講習を受けることを義務付けようとするものです。
- (2) 美容所に所属しない美容師であって、出張美容のみを行うものは、衛生上の措置に関する知識を習得するための市長が指定する講習を受けることを義務付けようとするものです。

3 施行予定日

平成30年4月1日